

お取引業者の皆様へ

本学では、文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年2月18日改正)に基づき、「神田外語大学 研究資金等の運営・管理に関する取扱規程」第10条において、不正な取引に関与した取引業者への取引停止等の措置を行うことを明記しております。

平成27年度以降、研究資金等の不正使用防止の一環として、一定の取引実績や不正リスク要因・実効性等を勘案して選定した取引業者につきましては、「神田外語大学 研究資金の不正防止等に関する基本方針」および本学の関連規程を周知の上、「誓約書」を提出していただいております。

つきましては、預け金、取引事実と異なる書類提出、納品物品の持ち帰りなど不適切な取引を行わないよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

神田外語大学